

医療機関で

保険薬局で

マイナ保険証が基本になりました

*マイナ保険証…健康保険証の利用登録を済ませたマイナンバーカードのこと



2024年12月2日に従来の健康保険証の発行は廃止され、医療機関や保険薬局での受付は、マイナ保険証が基本となりました。まだマイナンバーカードを持っていない方、マイナンバーカードは持っているけれど健康保険証の利用登録をしていない方は、すみやかに手続きをお願いします。

マイナ保険証を利用すると、特定健診の結果や投薬情報に基づき、よりよい医療が受けられるなどのメリットがあります。

健康保険証廃止のスケジュール

早めの切り替えをおすすめします!

2024年12月2日

2025年12月2日



従来の健康保険証

原則廃止(経過措置)

新規発行や再発行はできません
経過措置として発行済の健康保険証は
2025年12月1日まで利用可能。

完全廃止
(利用不可)



マイナ保険証

マイナ保険証に一本化



資格情報のお知らせ

マイナ保険証が使えない医療機関等で
マイナンバーカードと一緒に提示すると、保険診療が受けられる



資格確認書

新規加入者や健康保険証を紛失された方で
マイナ保険証をお持ちでない方に交付

マイナ保険証をお持ちでない方に交付

11月頃に交付します。有効期限がありますので
期限内にマイナ保険証の準備をお願いします。

これからは病院には何で かかればいいのか?

次の4つの方法で保険診療を受けることができます。

1 マイナ保険証

過去の診療情報に基づいた確かな医療を受けられます。

これが基本!



2 お手元の健康保険証

2025年12月1日までは使用可能です。
ただし、新規発行・再発行はできません。



3 マイナ保険証+「資格情報のお知らせ」

マイナ保険証が利用できない医療機関等でセットで提示すると
保険診療が受けられます。



または



マイナポータル

4 資格確認書

新規加入者、健康保険証の紛失や氏名変更があった方で、マイナ保険証をお持ちでない方に交付します。

